**提出期限　令和６年（2024年）４月１日（月）**

(国会議員関係政治団体は令和6年（2024年）5月31日(金)となります。)

また、令和４年(2022年)以前に設立された団体において、令和４年(2022年)分の収支報告書をまだ提出していない団体は、至急提出するようにしてください。令和４年(2022年)分の収支報告書を上記期限までに提出しない場合、政治資金規正法第１７条第２項の規定に基づき、**令和６年（2024年）４月２日以降は政治活動のために寄附を受け又は支出することができなくなります**ので御注意願います。

**収支報告書の提出期限について**

北海道選挙管理委員会事務局釧路支所

住所： 釧路市浦見２丁目２番５４号

電話：０１５４－４３－９１４２　　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

　なお、収支報告書の様式については、北海道選挙管理委員会ホームページからダウンロードしてお使いいただくか、若しくは、北海道選挙管理委員会事務局又は道内各支所でお受け取りも可能です。

（ホームページアドレス）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/seijidantai/yosikiindex.html

　何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

　政治団体の会計責任者は、政治資金規正法第１２条の規定に基づき、毎年１２月３１日現在の収支報告書をその翌日から３ヶ月以内に提出しなければならないこととされており、令和５年(2023年)分の収支報告書の提出期限は下記のとおりですので、お知らせします。

令和５年（2023年）12月15日